

春日大社所蔵『弘安五年御進発日記』(下)

藤原重雄

【翻刻】(前号に続く)

注進 春日御神木御帰坐事弘安五年十二月廿一日

一、〔本カ〕訴条条開眉間事

神木御入洛之日致狼籍之武士内、伊藤左衛門尉能兼〔祐〕

安芸国、河原口二郎兵衛尉政保〔津尾〕・拓殖新左〔友〕

門尉清繼〔備後国〕・大瀬藤内兵衛尉知国〔伯耆国〕、已上

四人、去年二月之比被配流畢、其上所被召置之大隅庄

神人五人被宥免之、加之、或被付相論堺於当〔寺イ〕領大隅

庄、或被止八幡檢校妙清法印社務、或可被寄附安

芸国於当寺之由、雖被下 院宣、本訴条条猶

稱〔無〕□ 勅許、寺間不落居者歟、仍被 仰下事由於

関東之処、同年六月下旬之比、武家御使三人

〔甲斐備前々司時秀、佐々木对馬前司氏信、
〔藤民部〕業連〕 令上洛、云当寺云

宮寺、被尋究両方是非之後、業連一人同九月下旬之比、

馳下関東畢、而十二月五日帰洛、同六日被申武家

御返事歟、仍七日被下 院宣稱、興福寺訴訟間

事、大隅・薪両庄之堺連々確論、度度珍事、職而由斯、

仍云大隅云薪園、以関東一円之地、共可被立替、可為

永代静謐之基歟、頼重〔長歩〕・職直罪科事、任申請処

〔29ウ〕

流刑云云、此上不日奉帰坐神木、可遂行寺社仏事〔神脱カ〕
之由、可有御下知之旨 院宣所候也、以此趣可被
申 関白殿之状如件、同礼紙状云、配流国、
頼重〔越後〕・職直〔土左〕、如此候也、同日同時 長者〔宣敷〕○稱、
□ 訴事 院宣如此、此上者○勅定、忿相触満寺、可
奉帰坐神木者、依 長者宣執達如件、同礼紙云、
御帰坐日次被相尋之処、来十七日為吉日、其外前後
皆以不快云云、件日無相違之様可有其沙汰之由、同
所被 仰下也云々、雖然妙清法印改補并源家

□ 卿流刑事、猶依無 勅許、寺門不落居之間、於妙清
法印者即解官、以別当守清法印被転任檢校畢、
仍十七日御帰坐事重被勸 仰下間、寺門少々雖
有承〔諾〕□之氣、猶依不一揆、色々供奉行人不及参向之
間、 長者殿下已下氏諸卿者、既雖有御出仕法成
寺御旅所、旁依為難治、十七日御帰坐事、臨時俄令
延引畢、然間同日〔午廻〕、源氏公卿資平・具房等卿可
被配流之由、重被下 院宣畢、此上者条条大訴
一事無所残預 聖断之間、同廿日衆徒皆悉参
御迎者也、

〔30オ〕

〔31オ〕

〔31ウ〕

長者殿下已下氏公卿御參詣法成寺御旅所并衆徒蜂起事、十二月廿日丑時、今日上洛之衆徒即有蜂起、而於法成寺惣社之辺吹貝、仍濟々群集又

長者殿下一上以下氏公卿・殿上人御參会在之、即金堂前庭上上為東於上首、為西於末座、北向上御列參、凡緯之嚴重非所覃言語者歟、公卿御座者床上上、小文高麗疊被敷之、又御後上幔被引廻之、庭中上

〔柱松〕四本被立之、明日廿一日分御供如法丑時被備進

同廿一日、〔柱松〕衆徒自惣社辺參金堂前、自殿下御前二間余於北程向西、僉議在之、社司等又可勸出庭中之由、以下所司被相觸之間、勸出畢、廿日終日雖為大雨、自亥剋天晴畢、

抑南郷神人春明与北郷神人守元一御神木路次御行役事、依有相論、長者殿下并衆徒御札

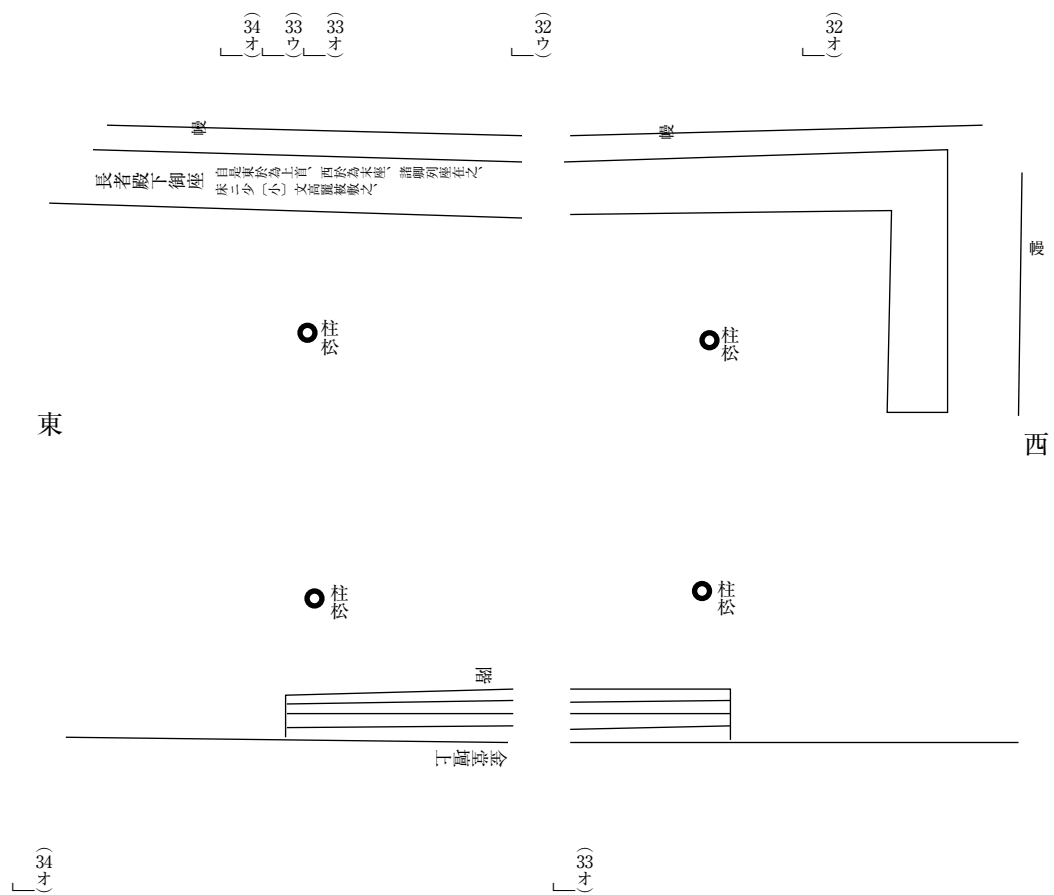
定兩方是非之處、春明得理之間、可從其役之由雖有御下知、守元猶不叙用之、仍可令解神職之旨、自衆徒以下所司琳賢被相触社家畢、雖然猶依奉抑留御行、推移時剋、既天明畢、

一、長者殿下已下氏公卿御座席次第事

(指図、下段二掲グ)

(同前)

- 一、同廿一日、寅時、氏公卿御出仕御交名事
 - 近衛北〔殿兼平〕
 - 長者殿下
 - 二位大納言殿
 - 春宮大夫
 - 左大臣殿
 - 花山院大納言
 - 中御門大納言
 - 近衛殿(家基)
 - 内大臣殿
 - 大炊御門大納言
 - 左大將殿



洞院中納言

二条中納言

右衛門督

花山院中納言

修理大夫

藤宰相

左大弁宰相

花山院三位中將

已上廿一人 皆束帶、

大炊御門中納言

加賀宰相

三条宰相中將

仁和寺三位

〔34ウ〕

神主正體^①冠上負懸裝束、腋開、^②此外黃衣神人三十余人供奉、

同音^③警蹕在之、

次勝手^④先染物八流懸之、最前^⑤捧之、京都在地人等為御幣臨時進之歟、

次師子^⑥如普通之師子舞、^⑦次皇舞^⑧其体如散手面、

次神輿^⑨駕輿丁奉昇之、^⑩神主相副御與供奉、裝束束帶、

次神宝^⑪御弓・御箭・御釵已下神人等人別奉持之、其外神人^⑫百余人前後二行^⑬供奉、神宝役外神人等若神木^⑭人別奉捧之、面々警蹕在之、又自法成寺南大門至^⑮于本山神馬二疋鞍置^⑯引之、是勝手并若宮御^⑰輿馬歟、二疋之内、一疋^⑱懸之、

〔35ウ〕

〔36ウ〕

次白人神人八十人二行^⑳青葉御櫛人別奉捧之、同音警蹕在之、立烏帽子、白張、

次本社并散在神人三百余人二行^㉑青櫛・枯櫛二本充奉持之、警蹕同之、立烏帽子、黃^㉒、

次御神宝^㉓本社神人九人奉持之、但御神木前^㉔各別^㉕奉捧之、一殿別^㉖御箭一本・御弓一張・御箭一手也、^㉗但四御殿御^㉘、

次御正体^㉙一御殿正預祐貫 二御殿權預祐家 三御殿權預延秀 四御殿權預祐秀 若宮御殿權預祐良等捧抱之、^㉚役人以紙面々^㉛出御之時舞、判官近奉勤出金堂前庭中、壹鼓打之、^㉜面^㉝、

自南大門者、任先例擬奉渡神人等手之処、守元為解職之身、猶奉抑留御行之間、先退彼敵人神人春明、

以別神人可令從其役之由、衆徒重雖有僉議、南北兩郷神人等猶諍論散々之間、所詮一向止神人之役、長途社司可從其役之由、衆徒重雖被相觸、此条旁難治之趣依申子細、時剋已推移者歟、而相構早速御帰坐無相違之様可相計云々、仍以氏人為代官

〔37ウ〕

同日見參社司事

執行正預從四位下中臣祐貫

權預從五位上中臣延秀

權預從五位下中臣祐良

已上六人 皆束帶、

同日不參社司事

神主從四位上大中臣經世^{輕服、}

次預從五位上中臣祐広^{老体、}

若宮神主從五位下中臣祐春^{重服、}

已上五人

權預從五位上中臣祐家

權預從五位上中臣祐秀

權預從五位下中臣能國

已上六人 皆束帶、

同日不參社司事

神主從五位下大中臣彦繼^{輕服、}

神宮預從五位下中臣祐親^{輕服、}

神宮預從五位下中臣祐春^{重服、}

已上五人

一、自法成寺至平等院行列并御行糺事

先仕丁二十二二人二行^{此内最前二人白杖棒之、立烏帽子、赤衣、白袴、}

次布留^{御神木六本 鉄御楯一枚但今度赤地錦袋 御鉢一本、}

御弓三張 御箭二腰 又一手負、已上黃衣神人等奉持之、

〔36ウ〕

可奉成御行之由依計申、治定其儀畢、雖然至于中御門之辺者、社司等從其役也、其後者氏人等勤仕之、社司等暫雖步行供奉、長途難治之間、自或五条或七条之辺乘馬、付閑道參会平等院畢、於氏人等者、至于宇治太略步行云々、

(37ウ)

次聖僧

古年童一人道具・杖奉負之、但今度赤地錦袋上奉入之、又足駄等同持之、此外前後二行上扈從之古年童百五十余人云々、衣裳淨衣、

(39才)

次下所司

十余人、為衆徒之前陣、黒袍、白裳、步行、裏頭步行、人数不知其數、八町余上充滿云々、

次衆徒

七大寺同混合、但前陣・後陣二切上供奉、僧綱并寺官等或閑道或相交衆徒云々、諸卿步行御供奉之間、乗物有其恐之故歟、

(38才)

次公卿

長者殿下、自南大門被召御輿、自閑道御參会平等院、左大臣殿、至于大炊御門辺步行御供奉云々、其外公卿面々被任御意歟、

次殿上人 同前、

一、路次事

金堂前池東堤於廻天出御南大門、自南門近衛於西上至于京極、京極於南上至于中御門、中御門於西上至東洞院、東洞院於南上至于九条、九条於東上至于富小路、富小路於南上至于河原、河原於東上至田中明神北大路、北大路於至于大和大路、大和大路於至于稻荷伏拜、自稻荷伏拜深草東路於通天至宇治、

(38ウ)

一、着御宇治事 未初点

平等院依有五体不具之穢、北門前上三間飯屋引被立之、板葺而勝手神輿前陣之間、無何正面中門上奉昇入之、仍奉行經頼朝臣問答子細之處、奉昇出之畢、仍正面中門上本社五所奉祝之、西間上勝手神輿、東間上聖僧各奉安置之、布留、北門西脇上三間之片半屋上奉入之、

一、御參会公卿事

殿下但無御出仕 内大臣殿 大炊御門大納言 中御門大納言

左大將殿 洞院中納言 二条中納言 大炊御門中納言

右衛門督 修理大夫 藤宰相 左大弁宰相

一、平等院飯殿指図并諸卿御列座在所等事

(指図、次頁二掲ケ)

(同前)

飯殿ニ、為御壁代三方上荒薦引廻之、天井御床上并地荒薦敷滿之、又大幕一帖長六丈、御前上引廻之、布留・勝手・聖僧等御分長二丈幕、任先例可有其沙汰之處、今度無沙汰之間、一重雖相尋子細、依為片時御事、不用意之云々、仍以一帖令通用之歟、御棚七脚内二脚上、本社五所御床上用之、又二脚上御供御棚上用之、高各三尺八寸、長四尺五寸、廣一尺八寸、

(39ウ)

又二脚上布留・勝手兩御方上各一脚充也、是御供備進御棚也、勝手御輿安置御床上、自法成寺令所持者歟、聖僧御棚一脚、但高一尺、長三尺、道具等此上奉安置之、社司等座上端疊二帖、本社御前仁敷之、先例或五帖或八帖云々、而今度、云紫端、云白端、鋪設其數不足、然而無程御退出之間、不及其沙汰者也、

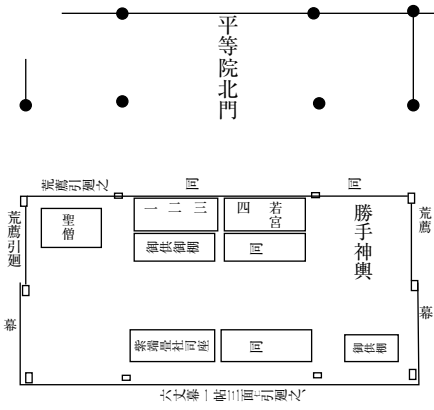
(40ウ)

一、平等院飯殿御供式目事 未廻備進之、

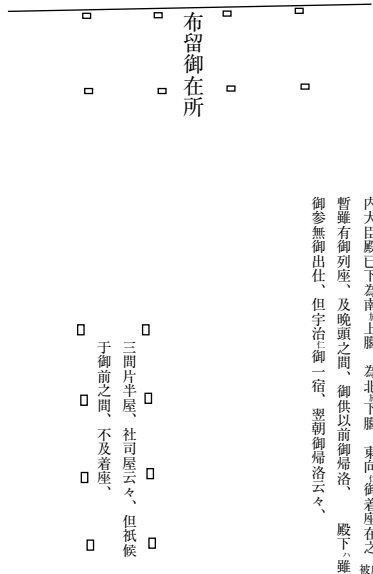
御飯 三外盛、 居御菜五種 精進、 御箸 ハシ已上行重、重一前

備之

(40才)



〔40才〕



〔39ウ〕



内大臣殿已下為南於上臈、為北於下臈、東向御着座在之、被懸御屏、暫雖有御列座、及晚頭之間、御供以前御掃落、殿下雖有御參無御出仕、但宇治御一宿、翌朝御掃落云々、

二間片半屋、社司屋云々、但祇候于御前之間、不及着座、

追物八種^{精進}、御汁一^{已上行重、重一前上備之}、御菓子八種^{在糖、已上行重、重一前上備之}、御酒器折敷^{仁居天進之、於宇治殿、御酒先例入少桶、五所、面々進之、而今度法成寺御供^{開方}}、御幣五本^{在四手、加若宮御方定}、散米二折敷^同、膝突布二段^同、打敷絹二切^{長各三文、加若宮御方定}、白杖役院雜掌勤仕之^{有警蹕、前々者平等院任丁^{冠赤狩衣、白袴}、掌領、同寺中綱^{黑袍、白裳}勤仕、而今度依寺内触穢、每事自京都御沙汰間、当寺^公人等不相綺者歟、布留^{六前}、勝手^{二前}、加若宮定、聖僧^{一前}、其色目如本社、又於御酒者、彼是之御分少桶一口^{上入之}、三提、而臨于時入五瓶^{天面々進之、本社若宮御分二瓶、布留御分一瓶、勝手御分一瓶、聖僧一瓶也}、一出御平等院飯殿事^{西刻}、}

行列并御行粧事如京出、但衆徒先立濟々下向本寺之間、人數不幾者歟、權預祐秀又為本社今日^{廿一日}、旬御供役、京都役以後馳參本社畢、抑一御殿役正預祐貫、二御殿役權預祐家、三御殿役權預延秀、四御殿役權預祐良、若宮役權預能國勤仕之^{各覆面、任何於平等院鳥居之辺、擬奉渡神人等手之處、春明・守元}、又以相論之間、於一御殿役者、氏人祐貞・能春・祐村・祐興等至于本社長途相替^天、從其役畢、但二御殿役者神人春方・三御殿同春世・四御殿同末春、若宮同利春等自鳥居令勤仕之、当日雖無風雨之難、及深更者歟、然而於木津飯殿者無入御、凡自草鞋野至于本社二鳥居柱松一町^上所立之、又於東御門前判官近泰壹鼓打之、其後寅一点着御于本社、仍自

〔42才〕

御幣五本^{在四手、加若宮御方定}、散米二折敷^同、膝突布二段^同、打敷絹二切^{長各三文、加若宮御方定}、白杖役院雜掌勤仕之^{有警蹕、前々者平等院任丁^{冠赤狩衣、白袴}、掌領、同寺中綱^{黑袍、白裳}勤仕、而今度依寺内触穢、每事自京都御沙汰間、当寺^公人等不相綺者歟、布留^{六前}、勝手^{二前}、加若宮定、聖僧^{一前}、其色目如本社、又於御酒者、彼是之御分少桶一口^{上入之}、三提、而臨于時入五瓶^{天面々進之、本社若宮御分二瓶、布留御分一瓶、勝手御分一瓶、聖僧一瓶也}、一出御平等院飯殿事^{西刻}、}

行列并御行粧事如京出、但衆徒先立濟々下向本寺之間、人數不幾者歟、權預祐秀又為本社今日^{廿一日}、旬御供役、京都役以後馳參本社畢、抑一御殿役正預祐貫、二御殿役權預祐家、三御殿役權預延秀、四御殿役權預祐良、若宮役權預能國勤仕之^{各覆面、任何於平等院鳥居之辺、擬奉渡神人等手之處、春明・守元}、又以相論之間、於一御殿役者、氏人祐貞・能春・祐村・祐興等至于本社長途相替^天、從其役畢、但二御殿役者神人春方・三御殿同春世・四御殿同末春、若宮同利春等自鳥居令勤仕之、当日雖無風雨之難、及深更者歟、然而於木津飯殿者無入御、凡自草鞋野至于本社二鳥居柱松一町^上所立之、又於東御門前判官近泰壹鼓打之、其後寅一点着御于本社、仍自

〔41ウ〕

南門如以前祐貫以下從其役而如元奉入畢、布留・勝手兩神者、自一鳥居着御興福寺南大門東西脇、

聖僧者入□寺□内云々、彼兩社中三箇日御逗留于南

都、同廿四日為御引出物鏡各一領充皆具、在唐櫃被奉獻之、

布留御分黒糸、清美法眼沙汰、勝手御分赤糸、行賢法眼沙汰

其上 廿四日夜、衆徒參上南大門、

而終夜延年奉寵之、同廿五日辰時、兩神御歸坐于本

山之時、奈良中至京終、衆徒奉送之、希代珍事也、本社

御神宝者、其夜社司等依窮屈早出之間、暫移殿^上

安置之、同廿五日奉納社庫畢、役人執行正預祐貫、副

能国也、

歸坐次第、大概注進如件、

弘安六年三月 日 春日執行正預正五位下中臣

二条殿、片文ト云々、

(祐家) (43オ)

(44ウ・後表紙)

【解題】

社記二三。綴葉装一冊。三〇・五×二三・〇。原表紙共全四三丁（後ろ表紙に相当する一丁欠か）。虫損が甚しく披見も困難であり、本所において借用修補を行って、両面書きのため片面に薄手の仮の補紙を当て、完全に綴じ直さず括り紐で束ねている（二〇〇〇年、本所・中藤靖之による）。将来の本格的な修補が必要な史料の一つである。ラベルに「塚田氏寄附」とあり、塚田武馬氏寄贈本。『春日神社記録目録』（一九二九年）四頁に著録、『春日社を映す鏡』（春日大社宝物殿、一九九六年）二〇頁に一部図版掲載。本所では、修補前・途中のマイクロフィルム撮影に加えて、二〇一七年にデジタル再撮影を行い、図書室にて閲覧に供している。

本記は、弘安五年（一二八二）五月一日より八月二十一日の、春日神木が動座して京都の法成寺の仮殿に滞在中から、南都へ帰座するまでの間の神事日記（別記）である。永島福太郎『春日社家日記』（高桐書院、一九四七年）六四〜七〇頁に「祐賢の手記」として内容が要約されたものに相当すると考えられ、神木入洛について詳細な記述があり、事件の基本的な経過については、後述の海津一朗氏の研究と併せて、両者に譲りたい。史料の全体は今回が初めての翻刻になるものの、一部は『続南行雑録』（『続々群書類従』三）に「祐世記抄」として引用されていることから、全く未知の史料というわけでもない。

共紙原表紙左下に「祐世之」の署名があり、記主ないし所持者とみなされるが、おおよそは中臣（今西）祐世による記録としてよい。奥に「辰市祐家 歸座次第大概注進如件、弘安六年三月日春日執行正預正五位下中臣二条殿□□文ト云々」とあるが、全体にかかる記載ではなく、後半部に対する識語である。前半部（前号に掲載）の末尾である八月二十三日には、「依親父祐賢黄痘所勞、下向南都之間、各一族悉令

下向「畢、」とあって、中臣（千鳥）祐賢の息祐春・祐世、それに祐賢弟の祐親らは共に京都を離れて奈良に下向し、「仍其後於法成寺御神事等以下事不_レ及_レ注置、」と日次の神事日記を書き継ぐことはできず、「但御歸坐事、正預祐家（其時者權預□）舎兄祐春被_レ尋_二件式_一之処、令_二注進_一之、」と、祐世の兄祐春が中臣（辰市）祐家に依頼して帰座のありさまの詳記を入手し、それを「仍以_二其本_一注置之也、」と続けて転写して、後半部としたのである。

前半部の日次記の記主についてももう少し詰めておくと、祐世の父祐賢は、当時六十四歳で病に侵され、この弘安五年九月十九日には若宮神主職を辞して祐春（もと祐治、時に三十八歳）に譲り、同年十一月三日に没している。本記でも、五月二十二日条では和氣師成の診察を受け、六月二日条では「親父所勞」により若宮祝役には代官が立てられ、七月十九日条「若宮祐世（親父代官、）」と祐世も代官を勤め、また祐賢が南都へ下向する直前の八月十三（十五日・二十日・二十二日）条では「若宮祐親（親父代官也、）」として祐賢弟（祐定五男）の祐親が続けて代官となっている。五月二十三日条には「今朝祐世下_二向南都_一、」とあり、以後しばらく神事へ出仕している様子が見えず、七月十七日条に「祐世上洛」とあって、この間は南都にあったと考えられ、翌十八日から再び神事に奉仕している。入れ違いに同日には、「祐春下向」とあって、八月四日条まで祐春の名は見えない。祐春・祐世の兄弟が交替して京都での神事奉仕と奈良での留守を勤めていたとみられる。本記でも、祐世の京都不在期間は祐春が記していたのであろう。ただ祐春も六月二日条に「下向」とあり、同二十五日条まで神事奉仕の形跡がない。祐春・祐世ともに京都を不在にしている期間があって、若宮神主役は主に中臣氏人の能道（大東家の能清四男の能茂・能兼）が勤めている。この間の元となる記録を作成したのが誰かははっきりとしない。つまり祐世その人の日々の記録

のみならず、千鳥家として日々の神事奉仕の記録を祐世がまとめたとなろう。近世の春日社司の神事日記では、記主が不在期間中の記録を子などが代筆する例はしばしばある。日々の神事奉仕の記録が、社家による日次記の本質であることをよく示している。

祐賢二男の祐世は、社司となるのは永仁二年（一二九四）になってからで（氏人四郎、四十二歳）この時はまだ氏人で三十歳である。建武四年（一一三七）には正預となる（延元二年説もあり）。祐世の子孫は、千鳥流の有力分家たる今西家として続き、戦国期以降の代々が記した神事日記は春日大社にも残され、明治維新を迎えている。本記は、祐賢一族を代表して祐世が記し、また他家から記録を入手してまとめられており、全般的な傾向からも、モノとしては千鳥家に伝わった可能性が高い。千鳥家歴代の神事日記は、『祐賢記』は弘安三年記まで現存し、続く同四・五年記があったらしく、『祐春記』では弘安六年上巻（現存せず）が第一とされていて、神木動座と祐賢の病があった弘安四年から翌五年にかけては、祐世がまとめた本記が神事日記の別記に相当するものになる。

*

*

*

この時の神木動座は、興福寺領山城国大隅（大住）荘と石清水八幡宮領新園（荘）との激しい相論に端を発している。両荘の相論については、前掲永島著では嘉禎元・二年（一一三五・三六）の経緯を詳しく扱っており（九一―一一〇頁）、著名な黒田俊雄「鎌倉時代の国家機構―薪・大住両荘の争乱を中心に―」（『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五年）も、この嘉禎の相論を具体的な素材とした。近年では、木村英一「鎌倉時代公武関係と六波羅探題」（清文堂、二〇一六年）第一・四章があげられる。一方で弘安年間の相論については、『勘仲記』（兼仲卿記）に弘安四年より五年にかけて神木動座に関する記事がみえ、海津一朗「鎌倉後期の国家権力と悪党―弘安の大隅・薪荘境界争論をめぐって―」

〔悪党研究会編「悪党の中世」岩田書院、一九九八年〕は、『増補史料大成』では未刊であった部分の『勘仲記』も利用しながら、経緯を整理している。海津論文以降、村井章介ほか『勘仲記』弘安四年秋記―翻刻と注釈―（『鎌倉遺文研究』一四、二〇〇四年）、同『勘仲記』弘安四年冬記―翻刻と注釈―（『同』一八、二〇〇六年）、高橋秀樹ほか校訂『史料纂集』二（八木書店、二〇一〇年）で、より正確な本文を省略なしで参看できるようになっている。ただし『勘仲記』では、弘安五年四月から六月記を欠くため、本記により復元される事件の基本的な経緯も少なくはない。

また短い記録だが、『弘安四年春日入洛記』（『続群書類従』卷三五、第二輯上）に九月二十五日・十月二日、翌年正月十三日・十二月二十一日条の記事がある。宮内庁書陵部所蔵の『続群書類従』原本「四五三―二」では、表紙貼紙に題名を記すのみで本文を欠き、祖本の様態などは詳しく分からない。記主は不明であるが、三惣官のみならず「権神主殿」「権預殿」との表記があり、内容的にも神人層の記録として比較的古い事例となろうか（未精査であるが、神殿守の大宮家文書目録・写真帳の参看できる分には原本に相当するものが含まれていないようである）。この『弘安四年春日入洛記』では、帰座の際の神人の相論について、一御殿役の神人を春明と記して、「南郷常住、但守職及相論、依守職致^被処^{重科}一畢、依^之至^二若宮ノ御体ヲ御体五所ノ分ヲ氏人御沙汰也、」と注記がある（本記32ウ・33オ、37オ・ウ、42オ参照）。北郷の守職については、大宮家の系図²では「守職、〈本名守元〉」と載せる。

冒頭に触れた『続南行雑録』（『続々群書類従』三）「祐世記抄」であるが、参照できた史料編纂所謄写本〔2071.60-2〕で若干校訂が可能で、以下はそれに拠る。本号掲載の後半部「注進 春日御神木御帰坐事（弘安五年十二月廿一日）」の「同廿日衆徒皆悉参^御迎^者也、」（32オ）ま

でを、一部を中略して引用する。『続南行雑録』では「当^寺領」と、『弘安五年御進発日記』の欠損箇所を空格としており、「祐世記」の他写本も伝わらないことから、『続南行雑録』にまとめられる抄録の作成では、本史料自体を参照している可能性が高い。『続南行雑録』「祐世記抄」では、冒頭に嘉応二年の『平家物語』殿下乗合で知られる件と、多武峯ほかでの怪異についての短い年代記的な記述があり、『弘安五年御進発日記』に該当する記事はみえない。この出所は未確認だが、錯簡や貼紙などが本文として繰り込まれたようである。

この箇所では「仍七日被下院宣稱」と引用されている院宣は、同じ『続南行雑録』では「祐春記抄」に完全な形で引用がある（『鎌倉遺文』一四七五―一五号）。『祐春記』として原本・写本は伝存していないと思しき年次であり、留意されよう。

院宣案文

興福寺訴訟問事、大隅・薪両庄之界連々確論^{（塙）}、度々珍事、職而由斯、仍云大隅庄云薪園、以関東一円之地、可被立替^{（其脱力）}、可為永代静謐之基歟、頼重・職直罪科事、任申請処流刑云々、此上不日奉帰座神木、可遂行寺社仏神事之由、可有御下知之旨、院宣所候也、

十二月七日 権大納言経任^奉

権右中弁殿

追申、配流国、頼重、越後、職直、土左、如此候也、

ここで、神木動座をまとめた代表的な記録から、弘安四・五年度の記述をまとめて掲げておく。

○国立公文書館内閣文庫所蔵大乘院文書『神木動座之記』⁽⁴⁾ 一

弘安四年九月廿五日、遷坐木津、依大隅庄訴訟也、同十月二日進発
宇治、同六日着御法城寺、次年十二月廿一日御帰坐、寺訴悉成熟故^(就)
也、公達廿一人・殿上人九人供奉、僧綱參共無所見云々、

○『同』二

弘安四年九月廿五日、^{戊魁}衆徒參御社、奉下御神於木津飯殿、件
子細者、当寺領大隅庄神人時景^於薪庄民^(後欠)

○春日大社ほか蔵『古今最要抄』⁽⁵⁾ 六

同四年九月廿五日、^{戊刻}御進発泉木津、子細者、当寺領大隅庄神
人時景於薪庄民依擲捕、可被断罪件下手人等之由訴申之、而聖断遲
引之故也、同十月二日、^{子廻}着御宇治平等院北門、同四日、着御
稲荷社、同六日、遷御法成寺、翌年十二月廿一日、御帰座、

○国立公文書館内閣文庫所蔵大乘院文書『神木動座度々大乱類聚』⁽⁶⁾ (尋
尊編)

同四年、^{弘安}辛巳、依大住・薪両庄堺相論、九月廿五日神木自社頭着御
木津、十月十三日^(マ)到着宇治、四日入洛、而於稲荷山辺為武士神木・
寺僧等被懸散了、
同五年^{壬午}、十二月廿一日帰座、寺社訴訟条々裁許、

○大宮家文書「春日神木御動座年表」⁽⁷⁾

^(後字多)同長者同寺々恵信^(称念院殿)
一、弘安四年九月廿五日御入洛、同五年十二月廿一日御帰坐、

また徳治三年(一三〇八)五月日「興福寺奏状」⁽⁸⁾で先例六箇度をあげ
る最後が弘安度である。

弘安四年十月四日御入洛、初着御稲荷宮、後遷御法城寺、是大隅・
薪園両庄堺相論事也、武士奉防御^(禦)示、神木令触穢給、衆徒・神人被
疵失命、或兒童被面縛、或僧綱及恥辱、粗檢其凶惡、相同今度儀、
仍致狼籍之輩、佐藤四郎兵衛尉^{同五年正月晦日}、恩田四郎左衛門尉^{同二}
月七日、阿原口入道^{同八日}、三浦介十郎^{同十四日}、宗像四郎兵衛尉、
同日、以上五人^{不知実名}、蒙神罰立^{トコロニ}死^(亡)已畢、然間関東御使上洛、
委被執申 公家、於相論之堺者、任申請預裁許、於濫吹之輩者、殊
有沙汰、被処遠流、頼重^{越後}・職直^{土佐}、仍同五年十二月廿一日御
帰坐、

これとほぼ同文が、千鳥家蔵『春日神主祐賢記』^(マ)(史料編纂所影写本
[3012-56])にみえる。この史料は、一部が『大日本史料』第六編など
に引用され、全体について詳しい検討は機会を改めるが、若干説明を加
えておく。前欠で、祭神を説明する社記に続き、春日の神が武威を顕し
た事例を列挙し、「神木御入洛等事」として代々の経緯を簡略にまとめ
ている。末尾の方は書継のようで、最も降る年紀は貞治六年(一三六七)
となる。識語として「中臣祐□□」と難読の文字があつて、これを「祐賢」
と読んで(あるいは史料編纂所で)書名が付せられたようであるが、祐
賢は先に触れたごとく弘安五年には没している。近い時期で可能性ある
人名を探すと、祐照(祐春男の祐臣二男)がおり、文和三年(一三五四)
に五十三歳で権預を辞し、没年は不明だが、ひとまず「祐照」と読んで
おく。『弘安五年御進発日記』の五月二十一日条には、和氣師成の診察
を受けた祐賢が、寛治五年の神木入洛でも病死者が多数出た話を聞いて

いるように、七月一・十三・十五・十九日、八月十三日条などにも、神罰としてのニュアンスで凶事が記録され、瞬く間に噂が広められる様を彷彿とさせる。

この他の関連史料としては、七月十四日条に牛死穢による清祓の祭物の支配について、「先例注文并委細事、祓日記ニ在之、」とあるのは、千鳥家所蔵『春日清祓記』（史料編纂所影写本 [3012-191]）に類するものと考えられる。同史料は中臣祐春の家記および自記による部類記で、内題に「嘉祿」とあって、弘安三年九月の記事の後ろに中臣祐春の識語「此記弘安四年之比令三類聚」之、正安三年七月晦日清書之、若宮神主正四位下祐春（花押）」があり、弘安五年五月十二日の記事として『弘安五年御進発日記』と重なる記事があり、以降には「祐春社務之後細々清祓日記」として弘安六年正月からの記事が続く。

*

*

*

最後に、本記から知られる細かな事象について、覚書にしておこう。まず武家に関して。

東使が入洛すると、宿所・年齢、従者の人数を含めて一種定型的に記録するのは、京都・南都側での情報伝達を想定させる。六月二十二日（14才）に佐藤業貫（連）、同二十七日（15才）に長井時秀、翌二十八日（同）に佐々木氏信といった次第で、各々の人物の年齢・事績などに情報を加えるものである。

事件の責任を取らされて流罪となった武士は、長井頼重と弾正忠職直（姓未確認）である（30ウ・31才）。頼重は六波羅探題の評定衆で、在京人筆頭として探題に次ぐ地位にあった。¹⁰職直は六波羅探題北方である北条時村の被官という。七月二十九日条（22ウ・23才）の武家奉行人の實藤入道については不明である。

七月四日条（16才）には二条大宮の簀屋、同十九日条（21才）には七

条大宮の簀屋が見えるが、後者の美作三郎は、小早川雅平に比定されよう。『勘仲記』弘安三年五月九日条に新日吉小五月会の射手に「小早川美作三郎雅平」とみえ、七条大宮の簀屋は応永二十一年（一四一四）以降も、小早川家の代々の譲状に見えている。¹¹

その他に興味深い記事の若干に触れておこう。

五月二十七日条（9ウ）には、「オドリ上人」八人が勝手明神の仮殿前にて踊ったという。『一遍聖絵』によれば、一遍の入洛は弘安七年閏四月十六日の四条京極での踊念仏とされており、弘安五年は鎌倉入りを果たせず追い返された時期である。『一遍聖絵』が触れていないことであるのか、類似した聖の存在を認めるべきか、後考に委ねたい。

七月七日条（16ウ）には、神前に「高一尺ハカリナル作鹿」を供えているが、「内に香ヲタキテ口ヨリ氣ヲ出」すものであったという。高山寺所蔵の神鹿を想起させよう。明恵在寺中ないし没後間もない頃の十三世紀の第二四半世紀頃の制作で考えられている。雌雄一対で、特に牝鹿は四肢を折ってうずくまり、首を伸ばして口を開け、声を発しているかのようにあり、高山寺像自体にそうした機能はなかったようだが、香の煙がたゆたう様にも相応しい。像高は牝鹿五一・六、雌鹿四六・四センチメートルで、一尺許という本記事の作鹿は、これよりもやや小さいものであっただろうか。

八月六日条、法成寺の執行（25才）に傍注が漏れているが、『勘仲記』弘安二年七月十一日条より成寿とみられる。¹³

春日神木の動座へ供奉した吉野の勝手明神と石上の布留明神の神輿、さらに興福寺食堂に祀られる聖僧像¹⁴についての記述が散見する。布留に供奉する「鉄御盾」（36才）は古墳時代の作とされる神宝であろう。供奉の引出物として興福寺より鎧が奉納され、延年のもてなしを受けている（43才）。

* * *

翻刻にあたっては、通行の字体を用い、行替わりは基本的に底本のみとした。藤原氏・中臣氏・大中臣氏と判断できる箇所については、傍注を省略した。家名は用いないつもりであったが、前号掲載分に「鷹司」兼平など不統一は意図的なものでない。綴葉装で、表紙と一紙をなしている本文丁もあることから、表紙を二丁と数えている。ノドの部分に後筆で丁数を記入しているが、途中で数字を重複し、最後まで付けられていないため、これは採らなかつた。その他、通行に倣う。

〔註〕

- (1) 識語に割注があるように、本記中での正預は千鳥祐貫であるが、翌弘安六年正月七日に五十九歳で没し、辰市祐家が権預より転任して二月には神拝を遂げている。同年十二月の新陽明門院・大宮院御幸により正五位下に加階とされているが(大東延和編『新修春日社司補任』一九七二年)、典拠を未確認。
- (2) 吉川聡「大宮家系図について」(奈良文化財研究所・奈良市教育委員会編『大宮家文書調査報告書』二〇一四年)。
- (3) 幡鎌一弘「権門寺社の歴史と奈良町の歴史との間」(『社史料と近世社会』法蔵館、二〇一四年)が近世の幕府・藩による南都史料蒐集について整理している。
- (4) 古三三三八〇。史料編纂所架蔵写真帳による。
- (5) 礪波美和子「龍門文庫蔵『春日社家記録』「神木御入洛并御遷座事」をめぐって」(『叙説』四〇、二〇一三年)に翻刻あり。
- (6) 上野麻彩子・北村章裕・黒田智・西尾知己「神木動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介」(『早稲田大学高等研究所紀要』三、二〇一一年)。
- (7) 史料編纂所写真帳 [617165-256] による。前掲注(2) 目録未収(甲函三七号)。文和四年(一三五五)の記事に延文元年(一三五六)の記事を加え、以下は別筆の書継で明応十年(一五〇一)が最末になる。

- (8) 松村和歌子・遠藤基郎「大宮家文書の鎌倉時代神木動座関係文書」(『鎌倉遺文研究』二九、二〇一二年) 四(担当遠藤)。大宮家文書第五十七括。
 - (9) 渡邊俊「中世社会の刑罰と法観念」(吉川弘文館、二〇一一年) 第三、五章でも記事が詳しく扱われる。
 - (10) 長井頼重については、森幸夫「六波羅探題評定衆考」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年)・「六波羅評定衆長井氏の考察」(『中世の武家官僚と奉行人』同成社、二〇一六年)が詳しい。
 - (11) 塚本ともこ「鎌倉時代簞屋制度の研究」(『ヒストリア』七六、一九七七年)、『大日本古文书 小早川文書』五三・三四・六二・二〇・三八・三九・四八号参照。高橋昌明「西国地頭と王朝貴族―安芸国沼田荘地頭小早川氏の場合―」(『日本史研究』二三一、一九八一年)は、雅平の父茂平を記述の中心とするが、安芸国沼田荘預所に西園寺家司の橘知仲・知茂らになっていた可能性を指摘し、「雑掌」はこうした人脈に関わるかもしれない。
 - (12) 西川杏太郎「高山寺石水院の神鹿」(『MUSEUM』一七二、一九六五年)および同「高山寺の動物彫刻」(『国華』一〇八九、一九八五年)。「日本彫刻史論叢」中央公論美術出版、二〇〇〇年、再録。
 - (13) 樋口健太郎「中世撰関家の家と権力」第八章(校倉書房、二〇一二年)を参照。
 - (14) 興福寺の聖僧像については、松永勝巳「湯屋の集會」(『歴史学研究』七三二、二〇〇〇年)が扱うが、刊本『春日社記録』の傍注に触れないのは不審。
- 【謝辞】 春日大社には翻刻掲載等につき御許可を賜り、国宝殿松村和歌子氏には種々御助力を得た。また、原稿の電子入力、人名比定などには尻池由佳氏の御助力を得た。